

熊本県動物愛護センター基本計画の概要

1 センターの現状と課題

【課題】

①処分を念頭に置いた施設であったため、犬猫を個体管理する施設構造ではない、②長期収容する犬猫の累増、③駐車場の不足 等
⇒平成30年度に学識経験者などで構成されたあり方検討会から、動物愛護の拠点となる施設整備の必要性が報告された。

2 センターの必要性

譲渡や返還を増やしていくためには、動物の終生飼養や適正飼養の指導、動物愛護精神の普及啓発をこれまで以上に推進し、愛護推進の拠点とするため、以下の4つの機能を有する施設が必要。

- ①愛護啓発、教育のため
- ②愛護活動のため
- ③譲渡活動のため
- ④動物保護のため

3 整備の基本的な考え方

- ①「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に寄与する施設
- ②愛護団体や獣医師会等の民間と協働で施策を進めることができる施設
- ③誰もが利用しやすく、親しみやすい施設
- ④動物にやさしい施設

4 動物愛護推進体制

関係機関等と以下の3本を柱に連携し、新たなセンターを動物愛護拠点施設の核として総合的に取組みを行うことが必要。

- ①官民協働による動物愛護の推進
- ②熊本市と連携した動物愛護の推進
- ③地域(保健所)連携による動物愛護の推進

5 センターの役割

- (1)愛護啓発、教育の拠点
- (2)愛護活動の拠点
- (3)譲渡活動の拠点
- (4)動物保護の拠点

6-1 必要な取組み

- 適正飼養講習会、しつけ方教室、動物の習性等理解の推進、子どもへの命の教育 等
- 動物愛護団体や動物愛護推進員、県獣医師会等との協議の実施 等
- 動物の譲渡、適正・終生飼養の指導 等
- 保護収容動物の適正な飼養管理、災害等緊急時における動物の避難救護活動等の拠点 等

6-2 必要な施設

- (1)屋内:相談室、会議室、多目的スペース、倉庫、犬猫飼養施設、トリミング室、事務室、治療室、手術室、レントゲン室、検査室
- (2)屋外:ドッグラン、来場者駐車場、倉庫

6-3 収容動物数

- ・犬:50頭程度・・・3次計画に基づき、入口・出口対策を実施した場合の収容頭数で試算
- ・猫:80頭程度(最大100頭)・・・近年は30~40頭を推移しているが、多頭飼育崩壊時を想定して試算

7 設置場所

- (1)立地条件の検討:面積・土地形状、立地(アクセス)、県民の利便性、周辺環境 等
- (2)設置場所の考え方:現センター敷地内での整備に加え、愛護機能と管理機能を分離し、現地とは別の場所に愛護機能に特化した施設整備も含めて検討

8 管理運営体制

- (1)管理運営体制の考え方
 - ・直営(一部委託):民間事業者の専門的なノウハウを活用する一方、本県の動物愛護行政の拠点として、県が主体性を持って動物愛護に関する事業を推進する管理運営体制を新たに構築
 - ・獣医師会、愛護団体等関係団体との連携:定期的に意見交換を行い、動物愛護センターの管理運営に係る協力関係を維持発展
- (2)犬猫の流れ
 - ・譲渡適:保健所又は新センターで飼養し譲渡
 - ・譲渡不適:現センターに収容し、訓練等を実施。また、安楽死の3要件に該当する犬猫はやむを得ない安楽死を実施

9 施設整備の比較検討

- 【案1】現センター敷地内に愛護機能を有する新たな施設を整備
- 【案2】現センターには管理機能のみを存続させ、愛護機能を有する新たな施設を別の場所に整備
- ⇒上記2案を比較検討した結果、適正管理の観点や建設費、施設供用までの期間、駐車場用地確保の観点等から、案2による施設整備を行うこととする。

10 現センター改修の必要性

- ①改修の必要性
- ②現センターの課題と対応策
- ③改修に係る調査
- ④適正飼養頭数の算出